



含有化学物質管理ガイドライン

バージョン 21

2017年8月16日

株式会社 アイテック・ツリタニ

管理課

目次

1. ガイドラインの目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 規定管理物質	2
5. 取引先への調査	15
取引先環境保全調査表(様式1)	17
“禁止物質”不使用保証書(様式2)	18
改定履歴	19

含有化学物質管理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

株式会社アイテック・ツリタニ（以下当社という）が生産及び販売する製品を構成する部品、材料等に含有される化学物質（環境負荷物質）について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にして、当社の社内及び部品、材料等の仕入先様に周知徹底し、製品の環境品質の向上することを目的とします。

2. 適用範囲

製品及び製品を構成する部品、原材料、梱包材、付属品等とします。

設備及び事務用品については、この基準を適用しません。

なお、RoHS 指令物質において、顧客要求がある製品については適用外とします。

3. 用語の定義

3.1 禁止物質（表 1）

本物質は製品含有されてはならないため、意図的な使用を禁止し、閾値が有る場合は不純物を含めた含有濃度が閾値未満を保証します。

- ・ 現在法規制による禁止物質
- ・ 当社が顧客の環境通達で製品含有の禁止の連絡を受けている物質

3.2 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に対象物質が意図的に使用された状態、又、製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態を示します。例えば製品の製造工程で、製品に直接ふれる金属、治工具、機械設備等からの製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止物質として考えます。

3.3 意図的使用

特定の特性、外観、又は品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して使用することをいいます。

3.4 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいいます。

3.5 閾値

禁止物質が意図的作用ではなく不純物として含まれる場合に、当社に納入される部品、材料、及び当社が出荷製品において保証すべき濃度をいいます。

3.6 管理値

禁止物質の対象物質に関して意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度とし、当社や仕入れ先で管理するための濃度をいいます。

万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、及び含有濃度の管理値未満への低減を仕入先様に要請し、是正を御願います。

3.7 含有濃度

含有濃度とは、均質材料の質量を分母とした濃度とします。なお、均質材料とは機械的に異なる材

料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とします。

- ・ 化合物、金属合金
- ・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
- ・ 塗料、印刷、メッキの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層毎の状態。

3.8 RoHS 指令物質

カドミウム・鉛・六価クロム・水銀・ポリ臭素化ビフェニル (PBB)・ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)・ビス(2-エチルヘキシル)フタラート (DEHP)・ブチルベンジルフタラート (BBP)・ジブチルフタラート (DBP)・ジイソブチルフタラート (DIBP)

3.9 REACH 規制

高懸念物質 (SVHC) の含有量が 0.1%を超える場合で年間取扱量が 1t を超える場合は、欧州化学品庁に届出が必要です。当社としては、顧客調査依頼に対し、含有の有無、含有量の回答を要します。

なお、高懸念物質とは、欧州化学物質庁より発表されている物質をいいます (高懸念物質 表 2)。

4. 規定管理物質

4.1 禁止物質

表 1 禁止物質と閾値

対象物質	当社閾値
ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類	意図的使用禁止
ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類	50ppm 未満
アスベスト類	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満
特定有機スズ化合物(1) TBTO、3 置換有機スズ	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)
特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)
特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度) (規制対象に限定あり)
短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	意図的使用禁止
特定臭素系難燃剤 (PBB, PBDE)	1000ppm 未満
特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg(30ppm)未満 (規制対象に限定あり)
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上の物質)	意図的使用禁止
カドミウム及びその化合物	100ppm 未満 (適用除外有り)
鉛及びその化合物	1000ppm 未満 (適用除外有り)
六価クロム化合物	・ 皮革製品及び皮革部品 3ppm 未満 ・ 上記以外 1000ppm 未満 (適用除外有り)
水銀及びその化合物	1000ppm 未満 (適用除外有り)
四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ包装を構成する部材の質量を分母として総合計 100ppm 未満 (規制対象は包装材)
オゾン層破壊物質 (HCFC を除く)	意図的使用禁止

表1 禁止物質とその閾値一覧（続き）

対象物質	当社閾値
ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）	意図的使用禁止
ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 未満（独化学品禁止規則） 気中濃度 0.15mg/m ³ 未満（デンマーク ホルムアルデヒド規則）
ペフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（別名：パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩）	意図的使用禁止かつ ・半製品、成型品、部品 1000ppm 未満 ・表面処理 1μg/m ² 未満 （適用除外有り）
特定ベンゾトリアゾール	意図的使用禁止
ジメチルフマレート	0.1ppm 未満
多環芳香族炭化水素（PAH）	1ppm 未満（規制対象に限定あり）
ヘキサブロモシクロデカン（HBCD）	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満
ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物（BNST）	意図的使用禁止 （適用除外あり）

注 詳細は、パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版)参照

禁止物質、不純物濃度の管理値一覧（管理値）

対象禁止物質	対象部位・材料	管理値 〔 禁止物質の対象物質の 不使用管理ができていれば 超えないと考えられる含有濃度 〕
カドミウム	樹脂（ゴム・フィルム含む）、 塗料、インク、顔料、染料	20ppm 未満 ^{*1} （高精度分析法 ^{*2} ） （揮発性成分がない状態）
	鉛フリー はんだ 棒はんだ、線はんだ、やに 入りはんだ、クリームはんだ、 はんだホール 買入基板のはんだ接合部、部 品はんだ	20ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
	鉛フリーはんだ以外の金属材料	75ppm 未満 ^{*1} （高精度分析法 ^{*2} ）
鉛	樹脂（ゴム・フィルム含む）、 塗料、インク、顔料、染料	100ppm 未満 ^{*1} （高精度分析法 ^{*2} ） （揮発性成分がない状態）
	鉛フリー はんだ 棒はんだ、線はんだ、やに 入りはんだ、クリームはんだ、 はんだホール 買入基板のはんだ接合部、部 品はんだ	500ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ） 800ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
	無電解ニッケルめっき	800ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
	鉛フリーはんだ、無電解ニッケルめっき以 外の金属材料	500ppm 未満 ^{*1*3} （高精度分析法 ^{*2} ）
	ガラス（ランプ用に限定）	500ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
	六価クロム	クロメート処理部材（下地亜鉛めっき）
下地亜鉛めっき以外の表面処理部材 ^{*8}		0.2μg/cm ² 未満 ^{*1*7} （簡易分析法 ^{*6} ）
上記以外の表面処理部材 ^{*9} （樹脂、皮革な めし等の簡易分析法 ^{*6} の適用外の表面処 理部材を除く）		100ppm 未満 ^{*1*7} （簡易分析法 ^{*6} ）
PBB、PBDE	樹脂（ゴム含む）	100ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
カドミウム、鉛、 六価クロム、水銀	包装材、包装を構成する各均質材料（例え ば樹脂、インキ、塗料）毎	四重金属の合計として 100ppm 未満（高精度分析法 ^{*2} ）
本表で具体的に規定されていない「対象部位・材料」あるいは「対象禁止物質」に関しては、該当する高精度分析法による定量下限濃度 ^{*4} を暫定的な管理値とする。		

*1: 包装材には適用しません。

*2: 日常的な管理は高精度分析法と相関が確認された管理方法ならば、高精度分析法以外の方法を用いることは可能です（例：高精度分析法との相関が確認された簡易分析による方法）。

*3: RoHS 指令で適用除外されている鉛（例：鉄合金としての 0.35wt%以下の鉛）は合金成分が対象であるため、不純物としての鉛には適用しません。

*4: 一般的に実施される高度分析に供する試料量、分析装置の分析感度（検出下限値）等で決まる値

で、単位試料量当たりには検出できる対象物質の下限濃度をいいます。

- *5: 亜鉛めっき質量を分母とした六価クロム濃度をさします。
- *6: 温水抽出-ジフェニルカルバジド吸光光度法（パナソニック独自規定の方法）などです。
- *7: IEC62321 に記載の六価クロムの判定方法（スポットテスト法を除く）で、所定抽出液での六価クロム濃度が 0.02mg/L 未満の場合は、パナソニックグループの六価クロムの管理値未満に相当するとみなします。
- *8: 表面処理質量が算出できないもの（例えば、アルミニウムに対して行われるクロメート処理及び金属クロムめっき等）です。
- *9: 下地が亜鉛めっき以外で表面処理質量が算出できるものです。

4.2 REACH 規則

表 2 REACH 規則 高懸念物質 (SVHC)

No.	物質和名	CAS No.
1	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
2	2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン/ムスクキシレン	81-15-2
3	塩素化パラフィン（短鎖）（C=10-13）	85535-84-8
4	アントラセン	120-12-7
5	フタル酸ブチルベンジル/BBP	85-68-7
6	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）/DEHP	117-81-7
7	ビストリチブチルスズオキサイド/TBTO	56-35-9
8	塩化コバルト（II）	7646-79-9
9	五酸化二砒素	1303-28-2
10	三酸化二砒素	1327-53-3
11	フタル酸ジブチル/DBP	84-74-2
12	ヘキサブROMシクロドデカン/HBCDD	25637-99-4
	1,2,5,6,9,10-ヘキサブROMシクロドデカン	3194-55-6
	α-ヘキサブROMシクロドデカン	(134237-50-6)
	β-ヘキサブROMシクロドデカン	(134237-51-7)
	γ-ヘキサブROMシクロドデカン	(134237-52-8)
13	砒酸水素鉛	7784-40-9
14	重クロム酸ナトリウム・2水和物/ 重クロム酸ナトリウム	7789-12-0/ 10588-01-9
15	砒酸エチルエステル/ヒ酸トリエチル	15606-95-8

No.	物質和名	CAS No.
16	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
17	アルミノシリケート耐熱セラミック繊維	—
18	アントラセン油	90640-80-5
19	アントラセン油、アントラセン低	90640-82-7
20	アントラセン油、アントラセンペースト	90640-81-6

No.	物質和名	CAS No.
21	アントラセン油、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2
22	アントラセン油、アントラセンペースト、軽質留分	91995-17-4
23	ジイソブチルフタレート;フタル酸ジイソブチル	84-69-5
24	クロム酸鉛	7758-97-6
25	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤 (CI ピグメントレッド 104)	12656-85-8
26	硫クロム酸鉛黄色 (CI ピグメントイエロー34)	1344-37-2
27	コールタールピッチ	65996-93-2
28	トリス (2-クロロエチル) ホスフェート;/燐酸トリ (2-クロロエチル) /TCEP	115-96-8
29	ジルコニアアルミノシリケート耐熱セラミック繊維	—
30	アクリルアミド	79-06-1

No.	物質和名	CAS No.
31	三塩化エチレン	79-01-6
32	ホウ酸	10043-35-3 / 11113-50-1
33	硼砂/七酸化二ナトリウム四ホウ素/七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物	1303-96-4/ 1330-43-4/ 12179-04-3
34	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1
35	ヘプタオキシドクロム酸二カリウム	7778-50-9
36	ヘプタオキシドクロム酸二アンモニウム	7789-09-5
37	テトラオキシドクロム酸二カリウム	7789-00-6
38	クロム酸ナトリウム	7775-11-3

No.	物質和名	CAS No.
39	硫酸コバルト (II)	10124-43-3
40	硝酸コバルト (I I)	10141-05-6
41	炭酸コバルト (II)	513-79-1
42	酢酸コバルト (II)	71-48-7
43	2-メトキシエタノール	109-86-4
44	2-エトキシエタノール	110-80-5
45	三酸化クロム/酸化クロム (VI)	1333-82-0
46	クロム酸	7738-94-5
	クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	—
	重クロム酸、二クロム酸	13530-68-2

No.	物質和名	CAS No.
47	酢酸 2-エトキシエチル	111-15-9
48	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
49	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル (1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数 7~11 の分岐及び直鎖アルキル エステル類)	68515-42-4
50	ヒドラジン一水和物、無水ヒドラジン	7803-57-8, 302-01-2
51	1-メチル-2-ピロリドン、N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
52	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
53	フタル酸ジイソヘプチル (1,2-ベンゼンカルボン酸、炭素数 7 の側鎖 炭化水素を主成分とする炭素数 6~8 のフタル酸エステル類)	71888-89-6

No.	物質和名	CAS No.
54	トリス (クロメート) ニクロム、クロム酸/クロム (III)	24613-89-6
55	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9
56	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
—	アルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	—
—	ジルコニアアルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	—
57	ホルムアルデヒド、アニリンによるオリゴマー反応生成物 (工業的な MDA)	25214-70-4
58	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	117-82-8
59	2-メトキシアニリン ; o-アニシジン	90-04-0
60	4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール、4-tert-オクチルフェ ノール	140-66-9

No.	物質和名	CAS No.
61	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
62	ジエチレングリコールジメチルエーテル、ビス (2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6
63	ヒ酸	7778-39-4
64	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
65	ヒ酸鉛	3687-31-8
66	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
67	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	101-14-4
68	フェノールフタレイン	77-09-8
69	アジ化鉛、ジアジド鉛 (II)	13424-46-9

No.	物質和名	CAS No.
70	スチフェニン酸鉛、トリシネート、鉛(Ⅱ) 2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	15245-44-0
71	ニピクリン酸鉛、ビスピクリン酸鉛(Ⅱ)、鉛(Ⅱ) ビス(2,4,6-トリニトロベンゼン-1-オラート)	6477-64-1

No.	物質和名	CAS No.
72	トリエチレングリコールジメチルエーテル、1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン、(TEGDME)、トリグリム	112-49-2
73	1,2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)、ジメチルセロソルブ	110-71-4
74	酸化ホウ素、無水ホウ酸、三酸化二ホウ素	1303-86-2
75	ホルムアミド	75-12-7
76	メタンスルホン酸鉛(Ⅱ)	17570-76-2
77	イソシアヌル酸 1,3,5-トリグリシジル、トリグリシジルイソシアヌラート(TGIC)	2451-62-9
78	β -TGIC、1,3,5-トリス-[(2S および 2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン (β -TGIC)	59653-74-6
79	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン(ミヒラーケトン)	90-94-8
80	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-メチレンビス(N,N'-ジメチルアニリン)、ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メタン(ミヒラーベース)	101-61-1
81	[4-[[4-アニリノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C. I. ベーシックブルー-26)	2580-56-5
82	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C. I. ベーシックバイオレット 3)、塩化メチルローザニリン	548-62-9
83	ビス(4-ジメチルアミノフェニル)(4-メチルアミノフェニル)メタノール、C. I. ソルベントバイオレット 8	561-41-1
84	α , α -ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)-1-ナフタレンメタノール(C. I. ソルベントブルー-4)	6786-83-0

No.	物質和名	CAS No.
85	デカブロモジフェニルエーテル (デカ BDE)	1163-19-5
86	ペンタコサフルオロトリデカン酸、パーフルオロトリデカン酸、ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
87	トリコサフルオロドデカン酸、パーフルオロドデカン酸、ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
88	ヘニコサフルオロウンデカン酸、パーフルオロウンデカン酸、ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
89	ヘプタコサフルオロテトラデカン酸、パーフルオロテトラデカン酸、ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7
90	アゾジカルボンアミド、アゾビスホルムアミド、ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド	123-77-3
91	[1]シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物 (ヘキサヒドロフタル酸無水物-HHPA) [2]シス-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物 [3] トランス-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物 [シス型[2]とトランス型[3]の個々の異性体及びシス型・トランス型異性体の全ての可能な組合せ[1]。このエントリーによって異性体の全てがカバーされる]	85-42-7, 13149-00-3, 14166-21-3
92	[1]メチルヘキサヒドロフタル酸無水物 [2]ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物 [3]ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物 [4]ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物 [[2]、[3]と[4]の個々の異性体 (これらのシス型とトランス型の立体異性体を含む) 及び異性体の全ての可能な組合せ[1]。このエントリーによって異性体の全てがカバーされる]	25550-51-0, 19438-60-9, 48122-14-1, 57110-29-9
93	4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖-フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖及び/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体またはその混合物のいずれも含む UVCB 物質及び well-defined 物質 (組成等が分かっている物質)	—
94	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート- well-defined 物質 (組成等が分かっている物質) 及び UVCB 物質、ポリマー及びその同族体	—
95	メトキシ酢酸	625-45-6
96	N,N-ジメチルホルムアミド、ジメチルホルムアミド	68-12-2
97	ジブチルスズジクロリド、ジクロロジブチルスズ (DBTC)	683-18-1
98	一酸化鉛 (酸化鉛 (II))	1317-36-8
99	オレンジレッド (四酸化鉛)	1314-41-6

No.	物質和名	CAS No.
100	ビステトラフルオロホウ酸鉛、ホウフッ化鉛	13814-96-5
101	ビス(炭酸)二水酸化三鉛、塩基性炭酸鉛、炭酸水酸化鉛、亜炭酸鉛	1319-46-6
102	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3
103	チタン酸ジルコニウム酸鉛、ジルコン酸チタン酸鉛	12626-81-2
104	ケイ酸鉛、塩基性ケイ酸鉛	11120-22-2
105	ケイ酸 (H ₂ Si ₂ O ₅) バリウム塩 (1:1)、鉛をドーブ [生殖毒性物質の Repr. 1A (CLP) または category 1 (DSD) の一般的濃度限界値を超えて含有する鉛; この物質は規則 (EC) No1272/2008 中の index number 082-001-00-6 の鉛化合物としてエントリーされている]	68784-75-8
106	1-ブロモプロパン、臭化 n-プロピル; n-プロピルブロマイド、n-プロピルブロミド	106-94-5
107	メチルオキシラン (プロピレンオキシド)、酸化プロピレン; 1,2-エポキシプロパン	75-56-9
108	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐及び直鎖	84777-06-0
109	フタル酸ジイソペンチル (DIPP)、フタル酸ジイソアミル	605-50-5
110	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル、n-ペンチル-イソペンチルフタレート	776297-69-9
111	1,2-ジエトキシエタン、ジエチルグリコール、ジエチルセロソルブ	629-14-1
112	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
113	オキシ硫酸鉛 (塩基性硫酸鉛)	12036-76-9
114	フタル酸ジオキソ三鉛 (二塩基性フタル酸鉛)	69011-06-9
115	ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛、ジオキソニステアリン酸三鉛	12578-12-0
116	脂肪酸鉛塩 (炭素数 16~18)	91031-62-8
117	ジアナミド鉛	20837-86-9
118	二硝酸鉛、硝酸鉛 (II)	10099-74-8
119	四塩基性硫酸塩	12065-90-6
120	パイロクロア、C. I. ピグメントイエロー41	8012-00-8
121	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
122	四エチル鉛、テトラエチル鉛	78-00-2
123	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
124	二塩基性リン酸鉛、二塩基性亜リン酸鉛	12141-20-7
125	フラン	110-00-9
126	硫酸ジエチル	64-67-5
127	硫酸ジメチル	77-78-1
128	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2
129	ジノセブ (6-sec-ブチル-2,4-ジニトロフェノール)	88-85-7

No.	物質和名	CAS No.
130	4,4'-メチレンジ- <i>o</i> -トルイジン、4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
131	4,4'-オキシジアニリン及びその塩、4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
132	4-アミノアゾベンゼン；4-フェニルアゾアニリン	60-09-3
133	4-メチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン（トルエン-2,4-ジアミン）	95-80-7
134	6-メトキシ- <i>m</i> -トルイジン、2-メトキシ-5-メチルアニリン（ <i>p</i> -クレシジン）	120-71-8
135	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
136	<i>o</i> -アミノアゾトルエン [4- <i>o</i> -トリルアゾ- <i>o</i> -トルイジン]、2-アミノアゾトルエン	97-56-3
137	<i>o</i> -トルイジン、 <i>o</i> -メチルアニリン；2-アミノトルエン	95-53-4
138	N-メチルアセトアミド、メチルアセチルアミン	79-16-3

No.	物質和名	CAS No.
139	カドミウム	7440-43-9
140	酸化カドミウム	1306-19-0
141	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル（DPP）	131-18-0
142	4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖のエトキシレート [フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖及び/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質及びwell-defined物質（組成等が判っている物質）、ポリマー及び同族体の個々の異性体やその組合せのどれでもを含んでエトキシ化されたものを含む]	—
143	ペンタデカフルオロオクタ酸アンモニウム、ペルフルオロオクタ酸アンモニウム、パーフルオロオクタ酸アンモニウム（APFO）	3825-26-1
144	ペンタデカフルオロオクタ酸、ペルフルオロオクタ酸、パーフルオロオクタ酸（PFOA）	335-67-1

No.	物質和名	CAS No.
145	硫化カドミウム、硫化カドミウム（Ⅱ）、カドミウムスルフォイド	1306-23-6
146	3,3'- [[1,1'-ビフェニル] -4,4'-ジイルビス（アゾ）] ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート) 二ナトリウム、コンゴレッド（C. I. ダイレクトレッド 28）	573-58-0
147	4-アミノ-3- [[4'- [(2,4-ジアミノフェニル) アゾ] - [1,1'-ビフェニル] -4-イル] アゾ] -5-ヒドロキシ-6-（フェニルアゾ）ナフタレン-2,7-ジスルホネート二ナトリウム、クロラゾールブラック E（C. I. ダイレクトブラック 38）	1937-37-7

No.	物質和名	CAS No.
148	フタル酸ジヘキシル、ジヘキシルフタレート、フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3
149	イミダゾリジン-2-チオン、2-イミダゾリジンチオン、N,N'-エチレンチオ尿素；2-イミダゾリン-2-チオール	96-45-7
150	酢酸鉛（Ⅱ）、ビス酢酸鉛（Ⅱ）、二酢酸鉛（Ⅱ）	301-04-2
151	リン酸トリキシレニル、トリ（ジメチルフェニル）ホスフェート、リン酸トリス（ジメチルフェニル）	25155-23-1

No.	物質和名	CAS No.
152	ジクロロカドミウム	10108-64-2
153	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジヘキシルエステル、分岐及び直鎖	68515-50-4
154	ペルオキシホウ酸ナトリウム、過ホウ酸ナトリウム	7632-04-4
155	過ホウ酸ナトリウム；過ホウ酸、ナトリウム塩	—

No.	物質和名	CAS No.
156	フッ化カドミウム、カドミウムジフルオリド	7790-79-6
157	硫酸カドミウム（Ⅱ）、硫酸カドミウム（Ⅱ）無水物・水和物	10124-36-4 31119-53-6
158	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）	386-71-7
159	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール（UV-328）	25973-55-1
160	ジオクチルスズ ビス（2-エチルヘキシルチオグリコラート）、10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル（DOTE）	15571-58-1
161	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル と 10-エチル-4-〔2-〔（2-エチルヘキシル）オキシ〕-2-オキソエチル〕チオ-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルの反応生成物（DOTE と MOTE の反応生成物）	—

No.	物質和名	CAS No.
162	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと 0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物	68515-51-5, 68648-93-1
163	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] ([1]と[2]の個々の立体異性体、またはその組合せも含む)	—

No.	物質和名	CAS No.
164	ニトロベンゼン	98-95-3
165	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1
166	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV-350)	36437-37-3
167	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4
168	パーフルオロノナン-1-酸 (2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-ヘプタデカフルオロノナン酸、その塩とアンモニウム塩)	375-95-1, 21049-39-8, 4149-60-4

No.	物質和名	CAS No.
169	ベンゾ [def] クリセン (ベンゾ [a] ピレン)	50-32-8

No.	物質和名	CAS No.
170	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A)、BPA、2,2-ビス (p-ヒドロキシフェニル) プロパンなど	80-05-7
171	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) 及びそのナトリウムとアンモニウム塩、(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム)	335-76-2, 3830-45-3, 3108-42-7
172	p- (1,1-ジメチルプロピル) フェノール、4-tert-アミルフェノールなど	80-46-6
173	4-ヘプチルフェノール、分岐及び直鎖 [フェノールの 4 の位置で炭素数 7 の直鎖及び/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体やその組合せのどれでもを含んだ UVCB 物質及び well-defined 物質 (組成等が分かっている物質) を含む]	—

No.	物質和名	CAS No.
174	トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸、ペルフルオロヘキサンスルホン酸、パーフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	355-46-4

SVHC：高懸念物質、製品に対する含有の有無を確認し、顧客調査に対し、要求事項の回答をする。
 一般に、Substance of Very High Concern は広義な意味で捉えられるが、REACH 上は、基本的に認可対象候補物質をさす。なお、SVHC は、今後も、随時追加されます。

5. 取引先への調査

5.1 一般

取引先様の環境負荷物質管理に関する取り組みについて、当規定適用範囲、調達品の含有化学物質情報を調査します。

5.2 環境負荷物質管理に関する調査

製品の開発、製造、販売を行う事業所等における、ISO14001 及びそれに準じた環境管理システムの構築状況を「取引先環境保全調査表」(様式 1) に基づき行います。

- ・ ISO14001 認証取得に関する調査
- ・ RoHS 指令に関する調査
- ・ 環境保全活動に関する調査

調査報告は、初回のみとします。新規取引先様には取引開始時に行います。なお、問題ありと判断した場合、調査担当部門は必要な支援・指導を行い、次年度も調査を実施します。

5.3 調達品の含有物質情報調査

5.3.1 調達品の環境負荷物質低減

当社へ納入される製品・材料について、下記の積極的な取り組みを調査します。

- ・ 環境負荷物質の非含有、不使用
- ・ 当社が定める禁止物質・管理物質を含有しない、または管理されている状態。

5.3.2 提出書類

1. 「“禁止物質” 不使用保証書」(様式 2)

当社が定める禁止物質の含有有無、含有量等について、「“禁止物質” 不使用保証書」の提出して頂きます。なお、提出後、含有が確認された場合、直ちに連絡をお願いします。

2. RoHS 指令物質の分析データ

分析機関は ISO 17025 を取得されている機関に依頼することを原則とします。また報告書は和文・英文の両方をお願いします。

分析データ報告書には以下の記載をお願いします。

- ・ 前処理方法 公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はその方法
- ・ 分析方法 測定法名あるいは公的法人名の記載
- ・ 測定機関名、測定責任者名、測定者名
- ・ 測定日
- ・ 測定結果 (N. D. (not detectable) の場合は定量下限値も記入)
- ・ 測定フローチャート
及び試料を「完全溶解した」との記述
- ・ 分析に供したサンプル写真

3. 分析データの有効期間

原則として 1 年間とします。

新規品、及び工程変更等の 4M 変更が発生した場合はその都度、量産開始前にデータを提出して頂きます。

5.4 その他

1) 取引先が製造者の場合

当社に納入して頂く物品を製造するために調達する部品・材料の製造者や加工依頼する二次加工先様に対して、このガイドラインに準じて環境保護活動に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることを確認し、必要な支援を行って頂きます。

2) 取引先が商社の場合

当社に納入する物品の購入先の製造者に対して、このガイドラインを伝えていただき、このガイドラインに沿った環境保護活動に取り組むようご指導願います。また、購入先の製造者からガイドラインの充足状況に関する情報を収集して当社に提供いただきますようお願いいたします。

6. 不適合が発生した場合

取引先様からの分析データあるいは報告等により、禁止物質並びに管理物質の含有量が閾値・管理値を逸脱したことが明らかになった場合には、当社は所定の規定に基づき是正を要請いたしますので、速やかに対応をお願いいたします。

問合せ先 管理課 ISO 担当

Tel 0868-35-3770

取引先環境保全調査表

会社名	発行日			年	月	日
所在地						
電話番号						
e-mail						
1. ISO14001外部認証に関する項目						
ISO14001外部認証を取得済みである	はい/いいえ	取得日	認証機関	認証No.		
ISO14001外部認証の取得計画がある	はい/いいえ	審査予定日	認証機関	/		
2. 有害物資の使用に関する項目						
物資名	事業所内で 使用している	当社向けで 使用している	材料/材質	全廃の計画があ る	全廃予定日	
鉛(Pb)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
カドミウム(Cd)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
水銀(Hg)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
六価クロム(Cr6+)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PDBE)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
ポリ臭素化ジフェニル (PBB)	はい/いいえ	はい/いいえ		はい/いいえ		
3. 環境保全活動に関する項目 (ISO14001外部認証取得済みの場合は記入不要)						
1 環境方針がある。						はい/いいえ
2 環境方針には継続的改善、汚染の予防、および法的要求事項の遵守を誓約している。						はい/いいえ
3 環境方針は全従業員に周知徹底され、一般の人が入手可能である。						はい/いいえ
4 環境に著しい影響を与える、または与える可能性のある環境側面を特定している。						はい/いいえ
5 組織に係する法的要求事項を特定している。						はい/いいえ
6 環境に関する目的、および目標があり、文書化されている。						はい/いいえ
7 目的、および目標は環境方針に整合している。						はい/いいえ
8 目的、および目標を達成する為の責任、手段、および日程を明確にした計画がある。						はい/いいえ
9 環境マネジメントを実施する為に役割、責任が定められ、文書化し、周知されている。						はい/いいえ
10 環境に関する教育・訓練が行われ、その記録がある。						はい/いいえ
11 環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態、および事故を特定している。						はい/いいえ
12 校正、または検証された監視、および測定機器が使用され、その記録がある。						はい/いいえ
13 適用可能な法的要求事項の遵守を評価し、その記録がある。						はい/いいえ
14 顕在、および潜在の不適合に対応する為の是正処置、および予防処置を執る為のしくみがある。						はい/いいえ
15 環境マネジメントシステムを内部監査するしくみがある。						はい/いいえ
コメント	受領日			年	月	日
	(株)アイテック・ツタニ					

「含有化学物質管理規定」(統08-03) 様式1. 【2006.07.19】

”禁止物質” 不使用保証書

当社は、(株)アイテック・ツリタニに直接 または、第3者経由で納入する資材のうち、”(株)アイテック・ツリタニ”の製品に組み込まれる原料、材料、部品、梱包材料(以下、納入生産材)”に関して、”禁止物質”が含有・付着していないこと、もしくは、閾値未満であることを保証致します。

記

禁止物質一覧, 規制値

対象物質	閾値
ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	意図的使用禁止
ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	50ppm未満
アスベスト類	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
特定有機スズ化合物(1) TBTO、3置換有機スズ	1000ppm未満(スズ含有濃度)
特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)
特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度) (規制対象に限定あり)
短鎖型塩化パラフィン(C10-13)	意図的使用禁止
特定臭素系難燃剤(PBB, PBDE)	1000ppm未満
特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして30mg/kg(30ppm)未満 (規制対象に限定あり)
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上の物質)	意図的使用禁止
カドミウム及びその化合物	100ppm未満(適用除外有り)
鉛及びその化合物	1000ppm未満(適用除外有り)
六価クロム化合物	・皮革製品及び皮革部品 3ppm未満・上記以外 1000ppm未満(適用除外有り)
水銀及びその化合物	1000ppm未満(適用除外有り)
四重金属(カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ包装を構成する部材の質量 を分母として総合計100ppm未満(規制対象は包装
オゾン層破壊物質(HCFCを除く)	意図的使用禁止
ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)	意図的使用禁止
ホルムアルデヒド	気中濃度0.1ppm未満(独化学品禁止規則) 気中濃度0.15mg/m ³ 未満(デンマークホルムアル デヒド規則)
ペンフルオロオクタンスルホン酸およびその塩 (別名:パーフルオロオクタンスルホン酸およびそ の塩)	意図的使用禁止かつ ・半製品、成型品、部品 1000ppm未満 ・表面処理 1 μg/m ² 未満 (適用除外有り)
特定ベンゾトリアゾール	意図的使用禁止
ジメチルフマレート	0.1ppm未満
多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm未満(規制対象に限定あり)
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	意図的使用禁止かつ100ppm未満
ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST)	意図的使用禁止(適用除外あり)

住所 :〒 _____

会社名: _____

役職 : _____

担当部門長の署名

印

(注)仮に、納入生産材に上記「禁止物質」が、含有・付着(閾値以上に含有)されている場合は、遅滞無く含有の状況、並びに、代替品に関する情報を連絡願います。

改定履歴

制定年月日	版番	改定内容	作成者	検認者	承認者
2006/09/13	初版	新規作成	城本智子	—	村濱義文
2007/09/20	2	制定部門、問合せ先を、経営企画部から第2製造部へ変更 改定履歴追加	村濱義文	—	栗田善次
2008/06/19	3	制定部門、問合せ先を、第2製造部からISO事務局へ変更	菅謙二	—	村濱義文
2009/07/15	5	・版番（バージョン）を化学物質管理規定と整合を取る為、5版とした ・制定部門、問合せ先を、ISO事務局→ISO管理室に変更 4.1 表1 禁止物質に、パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩・ 特定ベンゾトリアゾールを追加、「注 詳細は、パナソニックグループ化学物質管理ランク指針（製品版）参照」を追記 5.2.2 1 有効期限2年を3年に変更 様式2 変更、（禁止物質追記）	村濱義文	—	釣谷育宏
2010/11/12	6	3.9 REACH 規制、追記 4.1 表1 ジメチルフマレート、追記 4.2 REACH 規制、高懸念物質（SVHC）表5と管理法、追記 5.2.2 1. 「提出後、含有が確認された場合、直ちに連絡を」追記 様式2 変更（「ジメチルフマレート」追記）	山田実	—	村濱義文
2011/05/18	7	3.9 REACH 規則高懸念物質 16物質を追加し表2を変更	山田実	—	坂本光弘
2011/07/25	8	4.2 REACH 規則 7物質を追加し REACH 規則高懸念物質（SVHC）【表2】を変更	山田実	—	坂本光弘
2012/01/17	9	4.1 禁止物質 表1をパナソニックグループ化学物質管理指針（製品版）Ver.8に準拠して変更、また様式2も変更 4.2 管理物質 表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）20物質を追加 5.3 その他 問い合わせ先、及び問い合わせ先の電話番号の変更	山田実	—	野崎憲一
2012/02/24	10	4.1 禁止物質 表3に下記を追加 包装材料（包装を構成する各均質材料毎）において鉛、水銀、カドミウム及び六価クロム4重金属合計の管理値を100ppm未満とする。	山田実	—	野崎憲一
2012/07/02	11	4.2 REACH 規則 13物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	山田実	—	野崎憲一
2012/11/28	12	4.2 REACH 規則 54物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	山田実	—	野崎憲一
2013/07/03	13	4.2 REACH 規則 10物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	江原真由美	—	野崎憲一
2014/01/22	14	4.2 REACH 規則 7物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	江原真由美	—	野崎憲一
2014/06/19	15	4.2 REACH 規則 4物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更 5. 取引先への調査 内容を全面見直し 5.3.2 提出書類 2. RoHS 指令物質の分析データ 分析機関は ISO 17025 の取得を原則。報告書は和文・英文の両方を依頼することを明記。報告書の記載に、分析に供したサンプル写真を追記 3. 分析データの有効期間 量産開始前にデータを依頼することを明記	山田実	—	野崎憲一
2015/01/07	16	4.2 REACH 規則 6物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	山田実	—	野崎憲一
2015/06/25	17	4.2 REACH 規則 2物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	山田実	—	野崎憲一
2016/07/11	18	4.2 REACH 規則 5物質及び1物質を追加し、表2 REACH 規則高懸念物質（SVHC）を変更	山田実	—	野崎憲一

制定年月日	版番	改定内容	作成者	検認者	承認者
2016/12/14	19	4.1 表1 禁止物質、及び様式2 「パナソニックグループ 化学物質管理ランク指針 バージョン 10 (製品版)」に準拠して変更 6. 不適合が発生した場合 処置手順を新たに明記	山田 実	—	野崎 憲一
2017/02/09	20	4.2 REACH 規則 4 物質を追加し、表 2 REACH 規則高懸念物質 (SVHC) を変更	山田 実	—	野崎 憲一
2017/08/16	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.9 RoHS 指令物質 4 物質を追加 ・ 4.2 REACH 規則 1 物質を追加し、表 2 REACH 規則高懸念物質 (SVHC) を変更 	山田 実	—	野崎 憲一